

令和6年度 第1回駒ヶ根市地域公共交通協議会 次第

【日 時】 令和6年6月28日（金）午前10時30分

【場 所】 駒ヶ根市役所 本庁舎2階 大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 協議事項

(1) 令和5年度事業

①事業報告

資料1

②決算報告・会計監査報告

資料2

資料3

③こまタク運行実績

資料4

④運転免許証自主返納支援事業実績

資料5

⑤割引タクシー券・福祉タクシー券実績

資料6

資料7

(2) 駒ヶ根市地域公共交通計画 設定目標に対する評価

資料8

(3) 令和6年度「共創・Ma a s実証プロジェクト」共創モデル実証運行事業について

資料9

5 報告事項

(1) 駒ヶ根市生活交通確保維持改善計画について

資料10

(2) いいちゃんバスの利用状況について

資料11

(3) 山麓周遊バス実証実験事業

資料12

(4) 「公共交通をもっと身近に感じよう！のりもの体験イベント」実施報告

資料13

6 その他

7 閉 会

令和6年度駒ヶ根市地域公共交通協議会 委員名簿

協議会役職	委員	氏名	役職	備考
会長	駒ヶ根市	伊藤 祐三	市長	
副会長	駒ヶ根商工会議所	春日 俊也	副会頭	商工
	伊那バス株式会社	藤澤 洋二	代表取締役社長	バス事業者
	中央アルプス観光株式会社	伊東 俊弘	自動車事業部長	バス事業者
	伊南乗用自動車有限会社	久保田 武彦	代表取締役	バス事業者・県タクシー協会
	赤穂タクシー有限会社	坂元 洋	代表取締役	県タクシー協会
	こまくさ観光株式会社	岩本 光市	代表取締役	バス事業者
	長野県伊那建設事務所	塚田 英樹	維持管理課長	道路管理者
	駒ヶ根警察署	西澤 祥治	署長	公安・警察
	駒ヶ根市区長会 北割1区長	鈴木 祥弘	北割1区長	地域代表
	駒ヶ根市区長会 町2区長	松崎 俊彦	町2区区長	地域代表
監事	駒ヶ根市区長会 中沢区長	野溝 一雄	中沢区区長	地域代表
	駒ヶ根市高齢者クラブ連合会	下平 正躬	交通安全防犯対策部長	利用者
	市民委員	村瀬 俊幸		利用者
	市民委員	肥野 みさを		利用者
	伊那バス労働組合	鈴木 正満	組織部長	労働団体
監事	駒ヶ根観光協会	小原 昌美	事務局長	観光
	駒ヶ根市社会福祉協議会	堀越 晃滋	次長	福祉
	国土交通省 北陸信越運輸局	新倉 孝礼	交通企画課長	地方運輸局
	国土交通省 北陸信越運輸局長野運輸支局	山岸 康範	首席運輸企画専門官	地方運輸局
	長野県企画振興部交通政策局	丸山 正徳	交通政策課長	長野県
	長野県上伊那地域振興局	中谷 俊禎	企画振興課長	長野県

(22名)

関係職員	駒ヶ根市総務部	小澤 一芳	総務部長	所管部
関係職員	駒ヶ根市建設部	宮下 佳和	建設課長	道路管理者
関係職員	駒ヶ根市民生部	野村 隆二	福祉課長	福祉所管課
関係職員	駒ヶ根市民生部	松澤 澄恵	地域保健課長	地域保健所轄課
関係職員	駒ヶ根市教育委員会	水野 毅	子ども課長	小中学校所管課

事務局長	駒ヶ根市総務部企画振興課	久保田 浩人	企画振興課長	所管課
事務局員	駒ヶ根市総務部企画振興課	小池 貴彦	地域政策係長	所管課
事務局員	駒ヶ根市総務部企画振興課	唐澤 恵介	地域政策係	所管課

任期：令和5年6月22日～令和7年3月31日

※任期中に役職が代わった場合には残任期間を後任が引き継ぐ

今年度より委員交代

令和 5 年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会 事業報告

年 月 日	内 容
R5. 6. 22	<p>第 1 回協議会（会場：駒ヶ根市役所 大会議室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度事業報告及び決算報告 ・ 駒ヶ根市地域公共交通網形成計画の設定目標に対する評価 ・ こまタク、割引タクシー券等利用実績の報告 ・ 運転免許証自主返納支援事業の実績報告
R5. 7. 1～ 10. 31	<p>令和 5 年度山麓周遊バス実証実験実施</p> <p>■ 停留所 ピアンデさくら亭、北川製菓、マルス信州蒸溜所、駒ヶ根ファームス 光前寺、露天こぶしの湯、養命酒駒ヶ根工場</p> <p>■ 運行内容 1 日 4 便 1 周約 1 時間 運賃：1 回乗車 大人 200 円、小学生以下 100 円 1 日乗車券 大人 500 円、小学生以下 250 円（未就園児は無料） 予約不要 乗車数 計 1,270 人 317 人/月</p>
R5. 7. 18～ 7. 25	<p>山麓周遊バス利用促進番組の制作・放映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山麓周遊バスの紹介 ・ 山麓周遊バスの利用方法
R5. 9. 15	<p>書面協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年度下半期 デマンド交通運行業務委託業者（案）について
R5. 12. 1	<p>書面協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業 事業評価（案）について
R6. 2. 7	<p>第 1 回タクシー・バス部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和伊南総合病院 移転に伴うアクセス方法の検討 <p>第 2 回協議会（会場：駒ヶ根市 保健センター 大会議室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年度 山麓周遊バス実証実験報告 ・ 令和 6 年度 山麓周遊バス実証実験（案）
R6. 3. 1	<p>こまタク出張説明会（自彊館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者：上赤須区高齢者クラブ 17 名 ・ こまタクの概要、利用方法を説明

R6. 3. 25	<p>第3回協議会（会場：駒ヶ根市役所 第5会議室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 こまタク運行状況 ・令和5年度 運転免許証自主返納支援事業 ・令和6年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会事業計画（案） ・令和6年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会予算（案） ・令和6年度 上半期デマンド交通運行業務委託業者（案） ・令和6年度 こまがねデマンド型乗合タクシー予約配車システム提供、保守サポート業務委託業者（案） ・令和6年度 駒ヶ根市地域公共交通計画推進支援業務委託業者（案） ・令和6年度 山麓周遊バス実証実験（案） ・令和6年度 山麓周遊バス事業及び運行業務委託業者（案）
-----------	---

令和5年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会 決算書

(令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日)

資料2

1 歳入

(単位：円)

項目	当初予算額	補正予算額	合計 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	内容
1 負担金	34,300,000	0	34,300,000	33,077,801	▲ 1,222,199	
1 市負担金	34,300,000	0	34,300,000	33,077,801	▲ 1,222,199	■駒ヶ根市負担金 33,077,801
2 繰越金	0	0	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	0	0	
3 預金利子	0	0	0	37	37	
1 預金利子	0	0	0	37	37	■預金利子 37
4 雑入	5,000,000	0	5,000,000	5,094,000	94,000	
1 雑入	5,000,000	0	5,000,000	5,094,000	94,000	■地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 5,094,000
歳入合計	39,300,000	0	39,300,000	38,171,838	▲ 1,128,162	

2 歳出

(単位：円)

項目	当初予算額	補正予算額	合計 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	内容
1 総務費	5,250,000	0	5,250,000	5,257,280	7,280	
1 会議費	230,000	0	230,000	148,100	▲ 81,900	■協議会委員報酬 148,100
2 事務費	5,020,000	0	5,020,000	5,109,180	89,180	■国庫補助金相当額支払 (駒ヶ根市) 5,094,000 ■振込手数料 15,180
2 事業費	34,050,000	0	34,050,000	32,914,558	▲ 1,135,442	
1 事業推進費	34,050,000		34,050,000	32,914,558	▲ 1,135,442	■デマンド交通運行委託費 (※) 22,868,746 ■デマンド交通受付業務補助金 4,423,209 ■デマンド交通専用車両管理費 363,289 ■地域公共交通計画事業支援委託費 1,100,000 ■次世代運行システム運用費 1,070,244 ■山麓周遊バス実証実験費 3,089,070
2 広報費	0	0	0	0	0	0
3 予備費	0	0	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	0	0	
歳出合計	39,300,000	0	39,300,000	38,171,838	▲ 1,128,162	

※運行委託費 = 運行経費 - 運賃収入

3 収支

(単位：円)

区分	決算額	備考
歳入総額	38,171,838	
歳出総額	38,171,838	
歳入歳出差引額	0	

会計監査報告書

令和5年度駒ヶ根市地域公共交通協議会歳入歳出決算について、監査を実施し、関係書類を精査した結果、適正かつ正確に処理されていたことを報告します。

令和6年 6月 13日

駒ヶ根市地域公共交通協議会

監事 小原 昌美 印

監事 野溝 一雄 印

※両監査員には、報告書に押印・自署いただいておりますが、個人情報保護（印影）のため、原本の添付は差し控えております。

令和5年度 こまタク(こまがねデマンド型乗合タクシー)運行実績

(1)純利用実績(令和6年3月31日現在)

① 男女別 (人)

	R04	R05	割合
男	57	51	23%
女	184	169	77%
計	241	220	100%

※R04年度対比:-21人

② 年齢別 (人)

	R04	R05	割合
～59歳	11	15	7%
60～69歳	14	7	3%
70～79歳	45	43	20%
80～89歳	136	121	55%
90歳～	35	34	15%
計	241	220	100%

※R5.4.1時点の年齢で算出

③ エリア別 (人)

エリア	R04	R05	割合
アイウ	103	73	33%
エオ	138	147	67%
計	241	220	100%

< まとめ >

- ① ・女性の利用者が約80%
 - ・割合:前年度から大きな変化はなし
 - ・純利用者数:対前年比-21人
- ② ・70歳以上の利用者が90%
 - ・80歳以上の利用者が70%
 - ・割合:前年度から大きな変化はなし
- ③ ・エーデル中心に竜東エリアは減少
 - 一方、竜西エリアは増加
 - ・全体的には微減

(2)利用実績(令和6年3月31日現在)

【A】利用登録者数 (人)

エリア	R02 3月	R03 3月	R04 3月	R05 3月	R06 3月
アイウ	589	611	607	595	606
エオ	998	1,065	1,058	1,092	1,147
計	1,587	1,676	1,665	1,687	1,753

※R5年3月対比:+66人

【A】利用登録者数



【B】純利用者数 月平均 (人)

	R01	R02	R03	R04	R05
計	143	119	117	118	109

※R04年度対比:-9人

【C】総利用者数 月平均 (人)

エリア	R01	R02	R03	R04	R05
アイウ	218	175	171	204	193
エオ	307	251	225	214	205
計	525	426	396	418	398

※R04年度対比:-20人

【C】総利用者数



【E】平均運行率 (%)

エリア	R01	R02	R03	R04	R05
アイウ	92	85	83	87	89
エオ	90	84	79	83	88
計	91	85	81	85	89

※R04 年度対比:+4%

【D】1便当たり平均乗車人数

エリア	R01	R02	R03	R04	R05
ア					
イ	2.1	1.6	1.6	2.2	2.7
ウ					
エ	2.3	1.9	1.7	2.1	2.9
オ					
平均	2.2	1.8	1.7	2.2	2.8

※R04年度対比:+0.6人

【F】各停留所の利用状況

停留所名	利用者数
昭和病院	734
前澤外科内科CL	29
山村眼科整形	1,475
つちかね整形	169
駒ヶ根駅	369
郵便局	41
市役所	124
ふれあいC	40
Aコープ駒ヶ根	253
ベルシャイン	558
テリシア駒ヶ根店	159
駒ヶ根泌尿器科CL	36
木下医院	35
神戸医院	49
JA駒ヶ根東	1
中沢支所	4
すこやかCL	23
マルトシ東伊那	14
東伊那支所	0
秋城医院	10
かしの実CL	13
中谷内科医院	272
高山内科CL	34
座光寺内科CL	3
須田医院	31

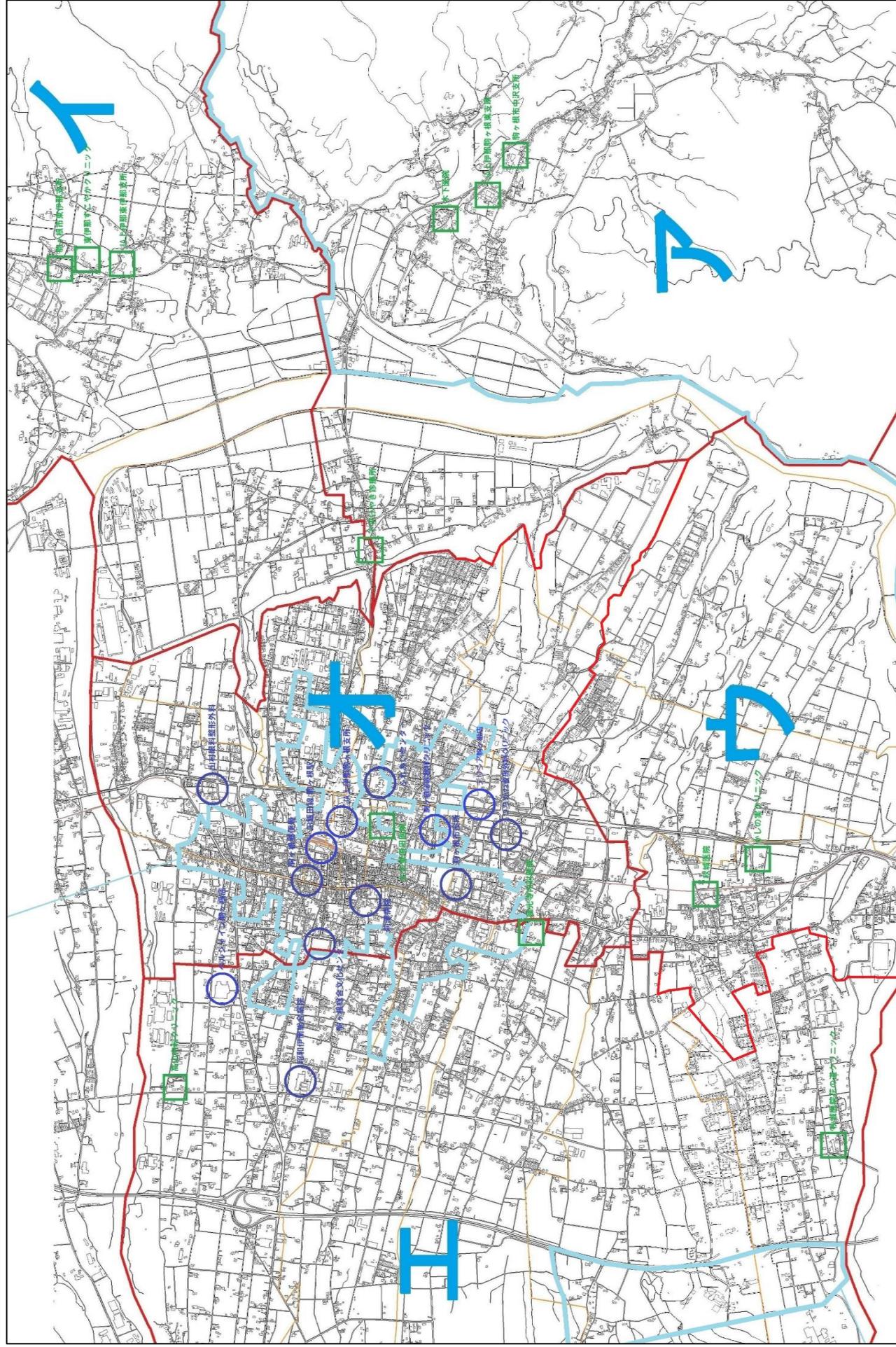
共通停留所

< まとめ >

- 【A】利用登録者数:対前年度末比+66人
- 【B】純利用者数(月平均):対前年比-9人
- 【C】総利用者数(月平均):対前年比-20人
- 【D】1便当たりの平均乗車人数:対前年比+0.6人
- 【E】運行率:対前年度比+4%
- 【F】停留所(TOP5):①山村眼科整形 ②昭和病院 ③ベルシャイン

【こまタク】

- 運行 平日毎日運行（お盆・年末年始除く）、4便/日（往路1便 8:30、往路2便 10:00、復路1便 12:00、復路2便 13:30）の運行
- 停留所 予約により、往路は「自宅から停留所」、復路は「停留所から自宅」へ、乗合による送迎



運転免許証自主返納支援事業実績

(1) 事業目的

高齢者等による交通事故の減少を図るとともに、公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証の自主返納の推進を支援するもの。（平成29年度事業開始）

(2) 事業概要

<対象者>

- ① 駒ヶ根市内に住民登録されている人
- ② 運転免許証の全てを自主返納した人

<支援内容>

こまタク乗車券 1万円分（400円/回×25回分）

(3) 支援状況

【A】男女別

性別	～R02	R03	R04	R05	累計	割合
男性	165	28	30	16	239	46%
女性	178	43	26	29	276	54%
計	343	71	56	45	515	100%

【B】エリア別

地区エリア		～R02	R03	R04	R05	累計	割合
ア	中沢区 下平区（第1・3・4・5・6・11・12）	39	5	8	4	56	11%
イ	東伊那区 下平区（第7・8・9・10・14）	33	10	4	2	49	10%
ウ	市場割区（宮の前・美里を除く） 上赤須区、中沢区吉瀬	23	6	3	4	36	7%
エ	福岡区、北割1区・2区 中割区、南割区	104	25	15	18	162	31%
オ	町1・2・3・4区、市場割区宮の前・美里 上穂町区、小町屋区、下平区第2・13	144	25	26	17	212	41%
計		343	71	56	45	515	100%

【C】年齢別

年齢層	～R02	R03	R04	R05	累計	割合
～49歳	1	1	0	0	2	0%
50～59歳	0	0	0	1	1	0%
60～69歳	8	2	0	1	11	2%
70～79歳	89	9	7	15	120	23%
80～89歳	207	47	37	17	308	60%
90歳～	38	12	12	11	73	14%
計	343	71	56	45	515	100%

【D】返納後利用状況

利用状況	～R02			R03		
	交付者数	実利用	割合	交付者数	実利用	割合
登録済・利用経験有	24	16	67%	4	3	75%
登録済・利用経験無	40	17	43%	10	5	50%
未登録	279	54	19%	57	8	14%
計	343	87	25%	71	16	23%

R04			R05			累計		
交付者数	実利用	割合	交付者数	実利用	割合	交付者数	実利用	割合
2	0	0%	2	1	50%	32	20	63%
16	4	25%	6	3	50%	72	29	40%
38	8	21%	37	6	16%	411	76	18%
56	12	21%	45	10	22%	515	125	24%

令和5年度 割引タクシー券 利用実績

(1) 制度概要

○交付対象者 65歳以上で自動車による交通手段のない市民
「福祉タクシー券」の対象者

○交付枚数

居住地区	交付枚数 ^{※1}	割引額 ^{※2}
竜西	40枚	100円
竜東1	80枚	300円
竜東2	120枚	350円

※1 年度中途の交付枚数は月割計算

※2 タクシー料金500円につき
割り引く金額

(2) 利用者像

①男女別

	人	割合
男	194	23.7%
女	624	76.2%
計	818	100.0%

②年齢別

	人	割合
～39歳	9	1.1%
40～49歳	2	0.2%
50～59歳	27	3.3%
60～69歳	40	4.8%
70～79歳	157	19.1%
80～89歳	390	47.6%
90歳～	193	23.5%
計	818	100.0%

※R5.3.31時点の年齢

③地区別

	人(a)	割合	高齢人口(b)	(a/b)
南割	17	2.0%	291	5.8%
中割	34	4.1%	403	8.4%
北割2	45	5.5%	548	8.2%
北割1	72	8.8%	803	8.9%
小町屋	64	7.8%	632	10.1%
福岡	70	8.5%	1,064	6.5%
市場割	49	5.9%	519	9.4%
上赤須	37	4.5%	270	13.7%
下平	30	3.6%	480	6.25%
町1	39	4.7%	337	11.5%
町2	91	11.1%	1,094	8.31%
町3	55	6.7%	472	11.6%
町4	44	5.3%	572	7.6%
上穂町	59	7.2%	577	10.2%
中沢	70	8.5%	998	7.0%
東伊那	41	5.0%	644	6.3%
計	818	100.0%	9,740	8.3%

※R5.3.31現在の高齢者人口

(外国人含む、施設入所者除く、市福祉課提供)

(3) 利用実態

【A】交付者数

	R3	R4	R5	前年比
竜西	1,265	1,268	1,114	87.8%
竜東1	174	153	133	86.9%
竜東2	60	53	49	92.4%
計	1,499	1,474	1,296	87.9%

【B】利用者数

	R3	R4	R5	前年比
竜西	761	773	707	91.4%
竜東1	91	91	80	87.9%
竜東2	31	33	31	93.9%
計	883	897	818	91.9%

【C】利用枚数

	R3	R4	R5	前年比
竜西	17,426	16,563	15,577	94.0%
竜東1	4,021	4,017	3,584	89.2%
竜東2	2,568	2,618	2,328	88.9%
計	24,015	23,198	21,489	92.6%

※【市負担額】 R4 : 3,777,700円 ⇒ R5 : 3,447,700円 (前年比-330,000円)

<まとめ>

【①②】利用者の7割以上が女性であり、70歳以上の高齢者の利用が9割を占める状況。

【ABC】交付者数・利用枚数・利用者数ともに減少。

令和 5 年度 福祉タクシー券 利用実績

(1) 制度概要

- 交付対象者 自動車による交通手段がない次の市民
- ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 1 級又は 2 級の方
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が 3 級（視覚障害、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害及び呼吸器機能障害に限る。）の方
 - ・特定疾患受給者証若しくは精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けた方、又は慢性関節リュウマチの患者
 - ・介護保険の要支援又は要介護認定を受けている方
 - ・65 歳以上の高齢者で市民税非課税世帯の方

○交付枚数

居住地区	交付枚数 ^{※1}	金額 ^{※2}
竜西	12 枚	500 円
竜東 1	24 枚	
竜東 2	36 枚	

※1 年度中途の交付枚数は月割計算

※2 タクシー料金の支払いに使える
1 枚 500 円の金券

(2) 利用実態

【A】交付者数

	R 2	R 3	R 4	R 5	前年比
高齢者	920	922	958	925	96.6%
障がい	174	175	161	167	103.7%
計	1,094	1,097	1,119	1,092	97.5%

	【B】交付枚数			【C】利用枚数			【D】利用率		
	R 4	R 5	前年比	R 4	R 5	前年比	R 4	R 5	前年比
高齢者	12,145	12,078	99.4%	7,201	7,014	97.4%	59.3%	58.0%	-1.3%
障がい	2,146	2,181	101.6%	1,058	1,014	98.8%	49.3%	46.4%	-2.9%
計	14,291	14,259	99.7%	8,259	8,028	97.2%	57.8%	56.3%	-1.5%

※【市負担額】 R 4 : 4,129,500 円 ⇒ R 5 : 4,014,000 円（前年比-115,500 円）

<まとめ>

■ 交付枚数、利用率ともに減少。

■ 市負担額は、割引・福祉タクシー券合わせて、445,500 円減少。

(1) 地域公共交通網の整備に関する目標

目標 1-1 こまタク運行エリアによる人口カバー率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
施策対象人口／全人口	100%	100%	◎
コメント こまタク運行範囲は全市域を網羅しており目標を達成しているため「◎評価」とする。			

目標 1-2 市街地巡回系システムの運行

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
－	計画期間内に運行開始	検討中	△
コメント 市街地巡回系システムについては、昭和伊南総合病院の移転計画が具体化した段階で併せて取り組むこととしていた。令和5年2月に新病院建設の基本計画が策定され、移転候補地が発表されたことから、令和5年度において巡回バスの検討資料(叩き台)を作成し、関係者間で具体的検討に着手したところである。なお、病院の開業は令和9年と見込まれていることから巡回バスについても本計画の期間内の運行開始は難しいとみられる。			

目標 1-3 山麓周遊系システムの運行

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
－	計画期間内に運行開始	実証実験	○
コメント 令和3年度のグリーンスローモビリティによる狭いエリアでの実証、令和4年度は山麓エリア全体の周遊バスとして電気バスにて実証、令和5年度は令和4年度とほぼ同エリアにて、ダイヤ、停留所を調整、キャッシュレス対応などを進め、オープントップバスによる実証を行った。今年度も引き続き、ダイヤを拡充した運行を予定している。本格運行にはまだ至っていないものの、計画に沿って進んでいるため「○評価」とする。			

目標 1-4 通学困難世帯の補助対象区域にある高校生世帯への支援実施率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
支援実施世帯数／対象地区世帯数	80%以上	調整中	△
コメント 実施内容について序内で調整中。運用には至っていないため「△評価」とする。			

(2) 地域公共交通の利用実績に関する目標

目標 2-1 こまタクの登録者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
登録者数データ	基準年(R2)から2%ずつ増 1,779名	1,753人 前年比66人増(3.9%) 達成率99%	○
コメント こまタクの登録者数は、毎日運行化による利便性の向上ならびに運転免許証自主返納支援事業等の効果で、コロナ禍にあっても令和2年度までは増加傾向にあったが、その後、令和3年度には一旦減少に転じている。しかし、令和4年度以降は再び増加してきており、令和5年度も増加傾向で前年比+3.9%となっている。達成率99%であるが、ほぼ目標値に達しているとみて「○評価」とする。令和4年度より導入された新しい予約配車システムの利便性などをPRし、登録者数のさらなる向上を目指していく。			

目標 2-2 こまタクの利用者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	基準年(R2)から2%ずつ増 5,451名	4,777名 前年比242名減(-4.8%) 達成率88%	×
コメント 令和2～3年度はコロナ禍により、利用者が大きく減少していたが、令和4年度は回復し、前年度比約8%の増加となった。しかし、令和5年度は再び減少に転じている。目標値は毎年増加していくことを掲げているため、達成値は昨年度から6ポイント減少し、88%となった。これはコロナ禍であった令和3年度の達成率を下回るもので、厳しい状況といえる。ただし、利用者減の要因として、特定の福祉施設における外出控えなどが大きいこともわかっており、令和6年度以降の状況も見極めていく必要がある。いずれにしても、令和5年度の評価は「×」とし、利用促進や運用方法の見直しなどについても検討を進めていくものとした。			

目標 2-3 こまタクの稼働率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間運行実績データ	80%[日4便の運行形態において]	88.5% 前年比+3.2% 達成率111%	○
<p>コメント 令和3年度はコロナ禍により80.9%まで低下したが、令和4年度は回復して85.2%、令和5年度はさらに上昇し、88.5%の稼働率となった。目標値とした80%を上回ったため「○評価」とするが、前項に掲げた利用者数と対比すると、利用者数が減少しているのにも関わらず稼働率が上がるということは、全体としての事業効率(1便あたり利用者数)は低下しているということになる。予約システムのパラメーター調整等で相乗り率の向上にも努めてきているところではあるが、抜本的には利用促進が重要であるため、引き続き取り組んでいくことが求められる。</p>			

目標 2-4 こまタクの収支率

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間運行実績データ	基準年(R2)から2%ずつ増 9.0%	8.4% 前年比-0.5% 達成率93%	△
<p>コメント 目標2-2に示した通り、利用者数が減少してきているため、これに呼応するかたちで収入も減少し、収支率については、前年比-0.5%の8.4%となった。公共交通政策は交通不便者を支援するための福祉施策的な側面も強く、収支率に固執する必要は少ないものの、評価としては「△」とする。いずれにしても、推移を管理していく指標ではあり、今後も利用促進に努めていく。</p>			

目標 2-5 割引タクシー券の利用枚数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	基準年(R2)から2%ずつ増 26,203名	21,489枚 前年比-1,709枚(-7.3%) 達成率82%	△
<p>コメント 割引タクシー券の利用枚数は、前年比で約7%の減となり、6年連続の減少となった。目標値に対する達成率は82%で、昨年度の達成率が90%から8%と大きく減少しており「△評価」とする。利用者数はコロナ禍からの復調が見込まれたところであるが、目標2-2のこまタクの利用者数とあわせ、公共交通の利用自体がやや低調になってきているといわざるを得ない。高齢化は進む中でも、自家用車を運転する層も多く、免許返納、公共交通への利用転換をさらに呼びかけていく必要があると考えられる。</p>			

目標 2-6 駒ヶ岳ロープウェイ線の利用者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	基準年(R1)から1.2%増 (5ヶ年で3%増) 175,712人	175,111人 前年比24,190人増(+16%) 達成率100%	◎
<p>コメント 駒ヶ岳ロープウェイ線は、コロナ禍において、非常に厳しい状況にあり、昨年度まで目標を大きく下回る状況が続いていたが、令和5年度は観光需要がようやく回復、前年比16%と大きく増加し、目標水準に概ね到達した。目標値には僅かに届いていないものの、利用者増は単なるコロナ禍収束後の需要の回復だけでなく、事業者や観光関係者の熱心なPRなどによるところも大きく、十分に評価に値するため「◎評価」とする。</p>			

目標 2-7 市民全体でのJR飯田線の利用頻度「月1回以上利用」

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る市民アンケート調査	9%(5ヶ年維持)	当年度調査なし	—
<p>コメント 網形成計画における指標を継続している。前回令和2年度の調査ではコロナ禍のため4%と、目標値を大きく割り込んでいる。令和5年度は調査を行っていないため、未評価とする。アンケート調査は令和6年度に実施予定である。</p>			

目標 2-8 市民全体での高速バスの利用頻度「月1回以上利用」

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る市民アンケート調査	8%(5ヶ年維持)	当年度調査なし	—
<p>コメント 網形成計画における指標を継続している。前回令和2年度の調査ではコロナ禍のため3%と、目標値を大きく割り込んでいる。令和5年度は調査を行っていないため、未評価とする。アンケート調査は令和6年度に実施予定である。</p>			

(3) 観光振興に対する目標

目標 3-1 観光乗合タクシーの事業化

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
販売実績データ	計画3年目までに事業化	未実施	×
コメント 事業の実施主体となることを見込んでいた伊南DMOの設立が断念されたことから、受け皿となる団体等との連携から始めなければならず、やや困難な状況といえる。			

目標 3-2 観光乗合タクシーの利用者数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間利用者数データ	事業初年度50組 以降前年比5%増	未実施	—
コメント 上述の通り。本指標については、事業化した段階で測るものとするため、令和5年度は未評価とする。			

(4) 地域公共交通の利用促進・意識醸成に関する目標

目標 4-1 公共交通フォーラム・イベント開催回数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間開催回数	毎年1回以上	実施	○
コメント 令和5年度は、上赤須自彊館にて、こまタク出張説明会を開催し、高齢者クラブから17名の参加があった。また、ケーブルテレビにて山麓周遊バスのPR番組を制作し、7月下旬に放映するとともに、周遊バスの実証期間中においては、市民ホールでも常時放映した。不特定多数を対象にしたフォーラム・イベントの実施とはやや異なるため、「○評価」とし、今後の効果的な手法などについて改めて検討していく。			

目標 4-2 住民意見交換会開催回数

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
年間開催回数	毎年5回以上	未実施	×
コメント 令和5年度は、コロナ禍も概ね収束し、住民意見交換会などは、開催は可能となってきたものの、コロナ禍に実施を控えてきた流れもあり、再開に至らないまま年度を終えた状況である。利用もやや低減してきた現状も踏まえ、令和6年度からは再開できるよう準備を進めていくものとする。			

目標 4-3 公共交通を住民が支えていく意識

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
計画策定に係る市民アンケート調査	「地域住民で負担してサービス保持」という回答30%以上	当年度調査なし	—
コメント 網形成計画における指標を継続している。前回令和2年度の調査では31%と目標値を上回っている。令和5年度においては調査を行っていないため、未評価とする。アンケート調査は令和6年度に実施予定である。			

(5) 地域公共交通の維持・持続性担保に関する目標

目標 5-1 公共交通関連の行政負担額

使用するデータ	数値目標	達成状況	評価
各年度普通会計決算	3,800万円以内	3,891万円 前年比+1.5%	○
コメント 市の主たる公共交通施策であるこまタクの運行事業費のほか、その他の付帯事業や会議費などを合計した公共交通関連の年間費用で令和5年度は3,891万円となった。目標額を若干超えてはいるが、昨今の急激な物価上昇を踏まえると、目標額程度と判断して差し支えなく、「○評価」とする。一方、物価上昇が続くなかでは、目標値自体のあり方についても検討の余地があるといえる。			

評価の考え方

◎	数値目標を達成し効果があった
○	数値目標は達成したが改善が求められる
△	数値目標が達成できなかった
×	数値目標を著しく下回った/事業等が実施できなかった

自治体ライドシェア実証実験事業について

1. 目的

道路運送法第 78 条第 2 号の自家用有償旅客運送制度の改正を踏まえ、昨今のタクシードライバーの乗務員不足及び高齢化から、市内における交通手段の確保を目指すことを目的に、市内タクシー事業者の協力を得て、新たな公共交通手段となる自治体ライドシェアの仕組みを構築する。

2. 概要

○ライドシェア規制緩和の背景と内容

【第 3 回デジタル行財政改革会議 (R5.12.20)】

地域交通における「担い手」「移動の足」不足に対応する観点から、タクシードライバーの確保のための規制緩和、また、地域の自家用車・ドライバーを生かしたライドシェアによって補うこととし、タクシー事業者の運行管理の下で新たな仕組みを創設する。さらに、自家用有償旅客運送制度の改善、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法律制度についても議論を進める。

○自家用有償旅客運送制度（道路運送法第 78 条 2 号）「自治体ライドシェア」

【交通空白地有償運送（時間帯による空白含む）】

R6.4.26 通達改正

利用者：地域住民、観光客

運送主体：市町村、NPO 法人など （タクシー事業者との共同運営が可能）

使用車両：自家用車（白ナンバー）

ドライバー：第 1 種運転免許の保有、大臣認定講習の受講など

運送区域：市町村長等の管轄する区域のうち、地域公共交通会議において協議により定められた区域 （発着地のいずれかが運送区域内にあれば運送が可能）

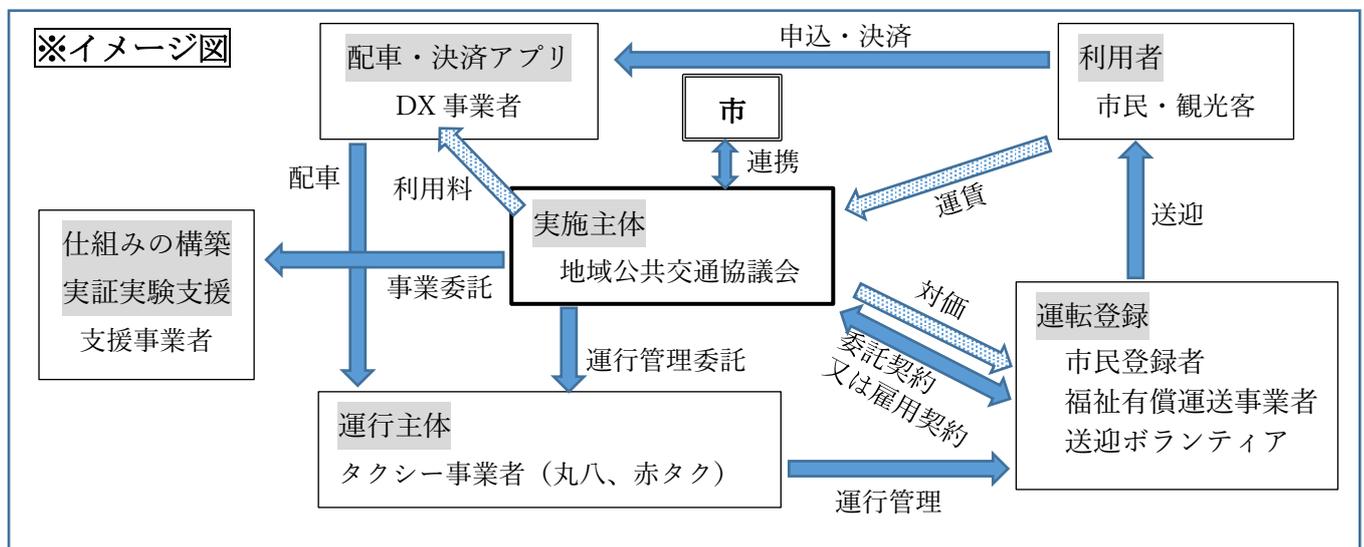
交通空白：過疎地域や交通が著しく不便な地域において、交通事業者による供給量が不十分など 移動を希望する者が、恒常的に許容可能な時間内に公共交通を利用できない地域・時間帯（30 分以内に配車されないなど）

運送の対価：法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている。タクシーの約 8 割を目安

（タクシー事業者との共同運営の場合、タクシーと同程度の運賃（※ダイナミックプライシングも可）

<参考>自家用車活用事業（道路運送法第 78 条 3 号）「日本版ライドシェア」

R6.3.29 自家用車活用事業の創設により、タクシー事業者が運送主体となり、地域の自家用車・ドライバーを活用して、タクシー不足分の運送サービスを提供することが可能。



想定される仕組み

実施主体	駒ヶ根市地域公共交通協議会
運行管理	タクシー事業者（事業者協力型）
ドライバー雇用形態	委託契約又は雇用契約
登録ドライバー	第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講
運賃	タクシー料金8割+2割（協力費）
運送区域	市内全域もしくは地域限定
稼働方法	交通空白地（地域、時間）にて稼働 （現状調査により週末の夜間などで稼働）
	タクシー優先配車（タクシーの補完）

3. スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手続き		補助金 応募申請 採択	交付 申請 決定	支援事 業者 選定・ 決定			長野県 認可			検証・ 報告
ライド シェア		仕様作成			事業計画・構築			実証 実験		
					広報・登録募集					
議会	●全協						●全協			●全協

※R6年度は仕組みの構築を主とし、実証実験の運行期間及び地域は限定的となる見込み。

4. 期待される効果

- ①駒ヶ根版ライドシェアの仕組みの構築、
- ②将来的な市民及び観光客等の移動手段の確保、
- ③住民ドライバーの発掘ができタクシードライバーの勧誘が可能。

5. 効果検証

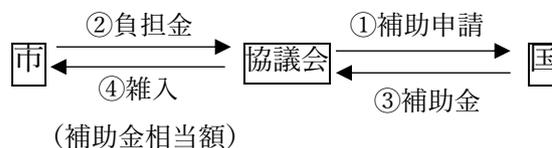
実証実験結果を踏まえて将来的なライドシェアの導入の検討及び、こまタクや割引タクシー券など現行の制度を総合的に分析して、今後の駒ヶ根市における公共交通の方向性を検討する。

6. 予算（協議会）

打合せ・データ収集等	850 千円
ドライバー運行管理	550 千円
実証支援	6,500 千円
配車アプリ構築	4,000 千円
システム利用料	300 千円
合計（支出）	12,200 千円

財源（収入） 国庫補助	9,800 千円
市単費	2,400 千円

7. 資金の流れ



8. 補助金

- (1)令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト
（国土交通省総合政策局地域交通課）
- (2)補助率：500万円以下は定額
超える部分は2/3（上限1億円）

令和 6 年 6 月 28 日

(名称) 駒ヶ根市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【地域公共交通の課題】

駒ヶ根市の公共交通網は、隣接する伊那市や飯田市等へ通じる唯一の幹線交通である JR 飯田線や中央自動車道を利用した高速バスを軸に、幹線交通に通じる支線の役割を果たしている「こまちゃんバス」(定時定路線、運行母体：駒ヶ根市地域公共交通協議会)、JR 駒ヶ根駅と駒ヶ岳ロープウェイとの間を往復する民営路線バスから成り立っていた。

平成21年度に実施した住民意向調査では、市民の74.5%が「こまちゃんバス」に対して改善を求めており、特に交通弱者の中心である高齢者は、「自宅近くの運行」「増便」「デマンド方式の導入」を求めており、「こまちゃんバス」は市内移動手段としての役割を果たしていない状況であった。

「こまちゃんバス」は、都市の郊外化の進展に伴い、幅広い出発地と目的地に対応できず、以下の課題を抱えていたため、平成25年5月をもって運行を終了した。

- ・利用者数の減少(毎年10%ずつ減少)
- ・交通空白/不便地域の存在
- ・利用者要望を充足する路線/ダイヤ拡大や運賃収入の減少による財政負担の増加

【目的・必要性】

上記課題を解決し、以下に示す地域公共交通を実現するため、平成25年10月から「こまがねデマンド型乗合タクシー」(通称「こまタク」)の本格運行を開始した。

- ・交通空白/不便地域を解消する交通
- ・都市形態や高齢者を中心とした交通弱者のニーズに即した有効的な交通
- ・無駄がなく効率的な交通
- ・市民と行政との応分の負担による持続可能な交通

高齢者を中心とした交通弱者の通院や買い物等の生活を支える地域公共交通(「こまタク」)を確保・維持していくため、令和3年度よりスタートしている駒ヶ根市地域公共交通計画の内容に沿い、地域公共交通確保維持事業に取り組むことが必要である。

(駒ヶ根市地域公共交通計画 P68参照)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

日常生活に必要な移動を満たし、持続可能性のある地域公共交通として下記3点を目標とする。

- ・利用者数 5,164人以上(直近年度 R4.10~R5.9の実績 5,063人に対して2%増加)
- ・収支率 8.1%以上(直近年度の実績 7.9%に対して0.2%上昇)
- ・駒ヶ根市の財政負担 3,800万円以内

(駒ヶ根市地域公共交通計画 P79 参照)

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>「こまタク」を運行・維持することにより、高齢者を中心とした交通弱者の日常生活（通院や買い物等）に必要な不可欠な移動手段を「有効的^{※1}」かつ「効率的^{※2}」に確保することができるとともに、外出促進・地域活性化に繋がる。</p> <p>※1 要望の多い「自宅近くの運行」が完全に実現（交通空白／不便地域の完全解消）される。</p> <p>※2 予約制により「予約がない場合は運行しない」、「予約に応じた経済路線の設定」が可能となる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>(1) 公共交通運行事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こまタクの平日毎日運行の継続（駒ヶ根市・事業者） ・バス部会・タクシー部会での改善策検討（駒ヶ根市・事業者） <p>(2) 交通不便者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者関連部署と連携した割引タクシー券・福祉タクシー券の交付（駒ヶ根市） ・免許返納者への支援策の実施（駒ヶ根市） <p>(3) 利用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モビリティマネジメントにつながる広報の実施（駒ヶ根市） （駒ヶ根市地域公共交通計画 P72～P74 参照）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p>
<p>（記載例） 表 1 を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>駒ヶ根市から運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数や利用者数について、数値指標による評価を実施 ・地域公共交通協議会としての収支決算による評価を実施
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線システムのみ】</p>

※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(記載例) 表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

＜平成28年度＞

- 平成28年 5月17日（第1回） 公共交通網形成計画（素案）
- 平成28年 6月27日（第2回） H29 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
公共交通網形成計画（案）
- 平成28年 9月12日（第3回） 公共交通網形成計画、「こまタク」平日毎日運行
- 平成29年 3月23日（第4回） 運行実績、アンケート調査結果、運転免許証返納者支援事業

＜平成29年度＞

- 平成29年 6月19日（第1回） H30 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 平成29年12月 8日（第2回） 「こまタク」利用促進策
- 平成30年 3月20日（第3回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

＜平成30年度＞

- 平成30年 6月21日（第1回） H31 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 平成30年12月17日（第2回） 市民アンケート調査報告、駒ヶ根駅前広場整備の状況

- 平成31年 3月26日（第3回） 駒ヶ岳ロープウェイ線の試運転結果

＜令和元年度＞

- 令和元年 6月28日（書面協議） R02 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和元年 6月28日（第1回） いいちゃんバス市内沿線停留所設置予定地の承認
- 令和元年12月20日（書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

＜令和2年度＞

- 令和2年 7月 9日（第1回） R03 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和2年10月27日（第2回） 公共交通アンケート結果、公共交通計画
- 令和2年12月22日（第3回） 網形成計画評価、公共交通計画素々案
- 令和3年 3月22日（第4回） 次年度事業計画、公共交通計画策定

＜令和3年度＞

- 令和3年 7月 1日（第1回） R04 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和3年12月16日（書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価

＜令和4年度＞

- 令和4年 6月23日（書面協議） R05 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和4年 7月12日（第1回） R03 事業報告
- 令和4年12月14日（書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
- 令和5年 1月30日（第2回） R04 主要事業の報告
- 令和5年 3月27日（第3回） R05 観光周遊バス事業計画案

＜令和5年度＞

- 令和5年 6月22日（第1回） R04 事業報告、地域内フィーダー系統確保維持計画の承認
- 令和5年 12月01日（書面協議） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
- 令和6年 2月7日（第2回） R05 山麓周遊バス実施報告
- 令和6年 3月25日（第3回） 次年度事業計画

19. 利用者等の意見の反映状況

- H28 アンケート調査実施（対象者：利用者 調査内容：こまタク乗車感想など）
【期間】 H29. 02. 20～H29. 03. 10 【回答率】 70. 2%（回答者 175 名／対象者 249 名）
- H29 アンケート調査実施（対象者：登録者 調査内容：利用状況、各施策評価など）
【期間】 H30. 02. 02～H30. 02. 16 【回答率（利用者）】 66. 2%（回答者 163 名／対象者 246 名）
【回答率（非利用者）】 33. 9%（回答者 375 名／対象者 1, 106 名）
- H30 アンケート調査実施（対象者：市民 調査内容：公共交通利用形態、意識・ニーズなど）
【期間】 H30. 08. 15～H30. 09. 10 【回答率】 46. 2%（回答者 462 名／対象者 1, 000 名）
- R2 アンケート調査実施（対象者：市民 調査内容：公共交通利用形態、意識・ニーズなど）
【期間】 R02. 07. 18～R02. 08. 05 【回答率】 36. 0%（回答数 1, 079／対象数 3, 000）

上記アンケート等実施後、地域公共交通協議会にて議論の上、必要に応じ運行内容等の変更を実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県駒ヶ根市赤須町 2 0 - 1

（所 属）総務部企画振興課

（氏 名）唐澤 恵介

（電 話）0265-83-2111 内線 248

（e-mail）tiiki-sei@city.komagane.lg.jp

いいちゃんバス病院線 乗降者数（令和5年度計）

(人)

	停留所	1便		2便		3便		4便		計		
		乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	計
往 路	飯島駅	310	0	158	0	133	0	32	0	633	0	633
	商工会	0	0	32	0	7	0	2	0	41	0	41
	生協ケアセンター いいじま	36	14	26	29	14	2	4	4	80	49	129
	下平石材店 前	12	1	0	0	0	0	0	1	12	2	14
	追引	28	11	20	4	5	4	0	0	53	19	72
	道の駅田切の里	16	0	1	9	1	2	0	1	18	12	30
	田切体育館 (要予約)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田切体育館北 (要予約)	15	0	0	0	1	0	0	0	16	0	16
	田切信号	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
	福岡辻沢	83	0	6	14	9	14	1	2	99	30	129
	福岡公道館東	3	1	22	0	8	4	5	0	38	5	43
	海外協力隊入口信号東	2	23	3	1	1	2	1	0	7	26	33
	昭和伊南総合病院	0	457	0	212	0	151	0	37	0	857	857
	計	507	507	269	269	179	179	45	45	1,000	1,000	

復 路	昭和伊南総合病院	235	0	279	0	114	0	145	0	773	0	773
	海外協力隊入口信号東	0	3	1	6	0	2	1	2	2	13	15
	福岡公道館東	0	1	2	7	0	6	0	2	2	16	18
	福岡辻沢	0	9	6	20	12	4	2	14	20	47	67
	田切信号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田切体育館北 (要予約)	0	4	0	7	0	0	0	1	0	12	12
	田切体育館 (要予約)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	道の駅田切の里	1	2	4	4	1	3	0	1	6	10	16
	追引	12	4	6	17	2	4	13	1	33	26	59
	下平石材店 前	0	3	0	4	0	2	0	1	0	10	10
	生協ケアセンター いいじま	8	142	3	46	0	10	1	8	12	206	218
	商工会	0	18	0	22	0	6	0	8	0	54	54
	飯島駅	0	70	0	167	0	92	0	124	0	453	453
	計	256	256	301	301	129	129	162	162	848	848	

市内3バス停の状況

	乗車数計		降車数計		乗降者数計	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5
病院行	303	144	86	61	389	205
飯島駅行	39	24	184	76	223	100
計	342	168	220	137	562	305

R6駒ヶ根山麓周遊バス事業

資料 1 2

運行時期：7月1日（月）～12月1日（日）

有償運行：1乗車500円・1日券1,000円（小学生以下無料）

車両：オープントップバス 最大24人乗り ※裏面参照

運行ルート・停留所・ダイヤ案

※R5年度からの変更箇所

1周走行距離 約20km

	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
1 駒ヶ根ファームス	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10
2 大沼湖	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13
3 大沼湖	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14
4 光前寺	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17
5 光前寺	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18
6 露天こぶしの湯	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22
7 露天こぶしの湯	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23
8 養命酒駒ヶ根	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34
9 養命酒駒ヶ根	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35
10 ビアンデさくら亭	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46
11 ビアンデさくら亭	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47
12 北川製菓	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54
13 北川製菓	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55
14 マルス駒ヶ岳蒸留所	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57
15 マルス駒ヶ岳蒸留所	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58
16 こまゆき荘	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
17 こまゆき荘	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01
18 ぴんころ神社	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03
19 ぴんころ神社	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04
20 駒ヶ根ファームス	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06

発着

【参考】

- ・駒ヶ根IC 高速バス新宿～飯田線 毎時35分着（11時以降） 毎時50分発
- ・RW線（しらび平→駒ヶ根駅） 菅の台BC 毎時22分、52分着
RW線（駒ヶ根駅→しらび平） 菅の台BC 毎時12分、42分着
- ・養命酒 営業時間 ～16：30 マルス信州蒸溜所 営業時間 ～16：00

【ポイント】

- ・ビアンデさくら亭を高速バスとの結節点としてバスの発着に合わせている
- ・駒ヶ根ファームスをRW線との結節点として発着、特に山から下りてくる時間に合わせている
- ・お土産、飲食、お酒、お菓子、工場見学、寺、温泉、自然と多ジャンル
- ・メインターゲットは、宿泊登山客の前泊日、後泊日の観光
- ・発着点をファームスにすることで、利便性の向上

【車両】

- ・小型バスを改造した天窓開閉式のオープントップ
- ・車体には、スポンサー企業をラッピング
- ・バス停もスポンサー企業募集予定
- ・キャッシュレス決済可能（PayPay、d払い、auPAY、メルペイ）
- ・自動音声案内による観光ガイド

【広報】

- ・市報、市HP、市LINE・メール、観光案内誌など
- ・SNS（インスタ・Facebook）を活用



【今後のスケジュール】

2月7日	交通協議会にて方針案の提示
3月25日	交通協議会においてR6年度予算協議
4月中	運輸局申請
6月中	運行業務委託契約締結
7月～	スタート

「公共交通をもっと身近に感じよう！のりもの体験」

実施報告書

駒ヶ根市地域公共交通協議会

1. イベントの概要

タイトル	公共交通をもっと身近に感じよう！のりもの体験
実施の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、タクシー等、身近な公共交通車両の周知 ・各種公共交通車両の利用促進 ・将来の人材確保

2. イベントの詳細

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、タクシーの展示、乗車体験 ・免許返納相談コーナー ・ゲストカー展示(災害支援車両) ・ゲストカー乗車体験(消防団車両、こまかっぱ号) ・ゲストカー試乗(立ち乗り型移動用小型車 C+walk T) ・ガラガラ抽選会 ・オリジナルグッズ販売等
ターゲット	乗り物に興味がある市内の子ども
日時	令和 6 年 6 月 16 日(日曜日) 午前 10 時～午後 3 時
場所	ベルシャイン駒ヶ根店 市民広場
宣伝方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市内保育園、幼稚園と小学校へチラシを配布 ・高速バス待合所にチラシを設置 ・HP に掲載(市、市内バス事業者) ・駒ヶ根市報(6 月号)に掲載 ・市 LINE・メールで配信
主催	駒ヶ根市地域公共交通協議会
共催	中央アルプス観光株式会社、伊那バス株式会社、こまくさ観光株式会社、伊南乗用自動車有限会社、赤穂タクシー有限会社
後援・協力	自衛隊長野地方協力本部、長野トヨタ自動車株式会社、株式会社ニシザワ

3.実施実績

来場者数(延べ抽選回数)	約 1,500 人
--------------	-----------

その他コンテンツ

乗車体験・運転体験	約 800 人
各種車両展示	約 500 人
トヨタ試乗	約 80 人
グッズ販売等	約 100 人

4.当日の会場の様子

(バス・タクシー車両展示)



(ゲスト車両展示)



(乗車体験)



(運転体験)



(ゲストカー試乗)



(ガラガラ抽選会・グッズ販売)



5. 広報宣伝
(A4 チラシ)

路線バス 乗車・運転体験
 乗車体験をして頂いたお客様に
 ガラガラ抽選券を1枚進呈
 公共交通をもっと身近に感じよう!
 のりもの体験
 2024 雨天一部中止
 6/16日
 午前 10:00 ~ 午後 3:00
 ベルシャイン駒ヶ根店
 正面入り口前
 ハズレなし
 ガラガラ抽選会
 ベルシャイン駒ヶ根店で1,000円以上お買い上げのレシート、もしくは抽選券を持参して頂いたお客様へガラガラの抽選を1回。
 ●主催/駒ヶ根市地域公共交通協議会
 ●共催/中央アルプス観光株式会社、伊那バス株式会社、こまき観光株式会社、伊南乗用自動車有限公司、赤穂タクシー有限公司
 ●後援/協力/自衛隊長野地方協力本部、長野トヨタ自動車株式会社、株式会社ニシザワ

(市報こまがね6月号掲載)

公共交通をもっと身近に感じよう!
 のりもの体験イベント

市内のバスやタクシー、自衛隊の車が大集合します。地域の足として活躍している公共交通機関や、日頃近くで見ることができない車に触れられる良い機会です。ぜひ、ご家族ご友人を誘ってお越しください。

■日時 6月16日(日)午前10時～午後3時(雨天時中止)
 ■会場 ベルシャイン駒ヶ根店正面入り口
 ■内容 (一部変更する場合があります。)
 ○バスの「乗車・運転体験」 ○タクシーの乗車体験
 ○ガラガラ抽選会 ○キッチンカー出店
 ○自衛隊車両展示・新モビリティ等の試乗
 ■主催 駒ヶ根市地域公共交通協議会
 ■共催 中央アルプス観光株式会社、伊那バス株式会社、こまき観光株式会社、伊南乗用自動車有限公司、赤穂タクシー有限公司
 ■問い合わせ 企画振興課 地域政策係 内線248

(駒ヶ根市ホームページ掲載)

「公共交通をもっと身近に感じよう、のりもの体験イベント」開催[6月16日(日曜日)]

地域の足を支えるバスやタクシーなどの公共交通をテーマとしたイベントを開催します。会場では、市内でよく目にするバスやタクシー車両をはじめ、普段なかなか見ることができない車両も展示されます。また、乗車体験や運転体験などもできます。実際に乗って、見て、楽しみながら、公共交通について考えてみましょう。

キッチンカーやガラガラ抽選会などのコーナーもあります。ぜひ皆さんお越しください。

イベントの詳細情報

日時	令和6年6月16日(日曜日) 午前10時から午後3時(雨天時一部中止)
会場	ベルシャイン駒ヶ根店 正面玄関
内容	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス乗車・運転体験 タクシー車両の展示 ガラガラ抽選コーナー 運転免許自主返納支援コーナー (ゲスト出演) <ul style="list-style-type: none"> 災害支援車両の展示 C+Walk(立ち乗り型移動用小型車)の乗車体験(乗車制限あり)

●主催 駒ヶ根市地域公共交通協議会
 ●共催 中央アルプス観光株式会社、伊那バス株式会社、こまき観光株式会社、伊南乗用自動車有限公司、赤穂タクシー有限公司
 ●後援 協力 自衛隊、長野トヨタ自動車株式会社、株式会社ニシザワ

6. メディア掲載実績

(NHK 長野放送局)

毎週土曜日朝7時30分～8時「どどどど！信州イチオシ」6月15日放送回にて紹介

(長野日報掲載6月17日)



7. 総括

- ・晴天にも恵まれて、想定以上の来場者数となった。
- ・乗車体験や運転体験を通して、多くの子どもたちが公共交通に触れるいい機会を提供できた。
- ・バス、タクシーの運転席に座れる貴重な機会ということもあり、大人の方も体験を楽しむ姿が多く見受けられた。
- ・ゲストカー展示も多くの方が訪れており、幅広い方々に参加して頂くことができました。
- ・免許返納相談コーナーを設置したが、ターゲットがお子さんということもあり利用はほとんどなかった。ご家族が運転免許証自主返納支援事業について知って頂くいい機会なので、次回への反省点としたい。

駒ヶ根市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、駒ヶ根市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、駒ヶ根市赤須町20番1号駒ヶ根市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法第5条の規定による地域公共交通計画、法第27条の15の規定による地域公共交通利便増進実施計画及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整
- (2) 前1項に関連した道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者又はその団体、機関等から選出された者を協議会の委員とする。

- (1) 駒ヶ根市長(以下「市長」という。)
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 住民又は利用者
 - (4) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6) 長野県警察
 - (7) 道路管理者
 - (8) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、市長とし、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員となった年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
(協議会の会議及び運営等)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 協議会の協議事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、駒ヶ根市負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第11条 第4条に規定する委員及びアドバイザー等が会議に出席したとき並びに第7条第3項の規定により会議に出席させた者のうち会長が必要と認めた者は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会の解散)

第12条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第13条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、駒ヶ根市総務部企画振興課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月17日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に委員となった者の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。